

さとうきび生産者の皆様へ

甘味資源作物交付金を受け取るためには、<u>毎年7/1~9/30 の間に、JAを通じて</u>(注) alic へ「要件審査申請書」などの書類の提出が必要です。

(注) JAを介さずご自身で必要書類をご用意のうえ、直接 alic に申し込むことも可能です。この場合、交付金申請に係るすべての手続きをご自身で行っていただくこととなります。詳しくは、alic までお問合せください。

生産者に求められる要件

区分	交付金の対象者要件
A-1	認定農業者、特定農業団体、又はこれと同様な組織(面積要件なし)
A-2	収穫面積の合計が、1.0ha以上の生産者(法人含む)、4.5ha以上の協業組織 (注1)
A-3	基幹作業面積の合計が、4.5ha以上の共同利用組織の構成員 (注2、3)
A-4	A-1、A-2の生産者、又は基幹作業面積の合計が4.5ha以上の受託組織やサービス事業体に基幹作業を委託している者 (注3)

- (注1) 収穫面積は、自らが収穫する面積(収穫作業の受託面積を含む)
- (注2) A-3の共同利用組織は、基幹作業にかかる管理者(オペレーター)を定めている組織
- (注3) 基幹作業は、耕起・整地、株出管理、植え付け、防除、中耕倍土、収穫

Ŷ

【要注意】特例要件対象者の方は、本則要件での制度加入に向けた取組を進めましょう! 特例は平成31年産から廃止になります!

地番・地名	作付面積 (収穫部分 に限る)	共同利用組織による共同作業又は委託を行った実面積						最も実面積が
地番 地名		耕起・整地	株出管理	植え付け	防除	中耕培土	収穫	大きい基幹作 業の面積
ほ場 A	22a	22a						22a
ほ場B	10a		10a				10a	10a
ほ場 C	24a				24a		10a	24a
ほ場 D	202							
合計	(76a)	22a	10a		(24a)		20a	(56a)

<td rowspan="2" style="border-color: lightblue; color: lightblue; col

則 最も大きい基幹作業の面積を分子として 算 カウント特例(〜平成30年産) ・ほ場ごとに最も大きい基幹作業の面積を 合計した面積の合計を分子として計算

日本の甘味資源作物(さとうきび・てん菜)を支える仕組み

- ●砂糖の価格調整制度について
- ●砂糖は、内外価格差がある一方で、国内産品と輸入品との品質格差がありません。このため、alic が国の政策として輸入糖から調整金を徴収し、これらを財源として国内の甘味資源作物生産者と甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者に交付金の交付を行っています。
- alic は、甘味資源作物生産者や甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者を支援するため「砂糖の価格調整制度」を運営し 交付金交付を実施しています。

JAから支払われている代金には、alicからの交付金相当額も含まれているんだよ!



制度加入の手続き方法などは、各支所の営農販売課にお尋ねください!

alic 鹿児島事務所 Tel: 099-226-4731

J A 種子屋久 西)28-3815 中)27-1218 南)26-1211



